営業者のみなさまへ

美容所の衛生管理

使用する器具の消毒には、その方法が決められています。
衛生管理の徹底をお願いします。

○　理容所および美容所における衛生管理要領の一部改正
（平成22年9月15日健発0915第5号）　<改正後>

・第３　管理
１　施設、設備及び器具の管理
（５）施設内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く）、猫等の動物を入れないこと。
・第５　消毒
５　手指の消毒
客１人ごとに手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。
ア　血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄すること。
イ　上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまですり込んで消毒すること。
＊「手指を消毒液に浸してもみあらいする」方法は削除された。

器具の洗浄・消毒方法

普段から、消毒の出来る石けんを用いて、手洗いを行います。

【手順１：洗浄】

家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具表面をこすり、十分な水で洗浄する。　（注）消毒液に浸す前に水気を拭き取る。

【手順２：消毒】

１　血液が付着した器具（疑いを含む。）

次の方法のいずれかで消毒する。

消毒方法	使用濃度	時　間	薬剤の交換頻度
煮　沸	－	煮沸後２分間以上	－
エタノール液に浸漬	76．9～81．4％	10分以上	７日以内
次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬	0．1％以上	10分以上	毎日

お問合せ先　南魚沼保健所生活衛生課　TEL　025-772-8143　FAX　025-772-2190

H24.2 作成

2：血液が付着しない器具

次の方法のいずれかで消毒する。

消毒方法	使用濃度	時　間	薬剤等の交換頻度
紫外線照射	85μw/cm²	20分以上	2000～3000時間
煮　　沸	—	煮沸後2分間以上	—
蒸　　気	80℃以上	10分以上	—
エタノール液に浸漬又は払き取る	76.9～81.4%	10分以上	7日以内
次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬	0.01%以上	10分以上	毎　日
逆性石けん液に浸漬	0.1%以上	10分以上	毎　日
ｸﾞﾙｺﾝ酸ｸﾛﾙﾍｷｼｼﾞﾝ液に浸漬	0.05%以上	10分以上	毎　日
両性界面活性剤液に浸漬	0.1%以上	10分以上	毎　日

健康確認をしましょう

毎日、下痢や風邪でないことなど、健康確認を行いましょう。
感染症に罹らないよう、日頃から心がけることも重要です。

・結核（定期検診で確認する必要あり）

○　S59年から以下の義務が規定

開設者による自主的な健康管理体制の整備と推進

結核に係る健康診断は、感染症法に基づき住民検診により実施すること

→ 美容師法第10条には感染症に罹患し、その就業が公衆衛生上不適当と認められる場合は、業務停止規定が設けられている。

→ 業務停止処分に違反すると「免許取り消し」処分が課せられる。

変更した際は届出ましょう

美容師（管理美容師）名【※】・施設名称・代表者氏名などが変更された場合は、営業者は、保健所に届け出なくてはなりません。

変更されたことがわかる書類（美容師免許証や定款等）を持参し、保健所にお越しください。

※美容師の雇用・解雇の際も変更届が必要です。